

人権相談窓口・人権ライブラリーの御案内

法務局・地方法務局の人権相談窓口

こどもの人権110番(全国共通・通話料無料)

0120-007-110

【平日午前8時30分から
午後5時15分まで】

みんなの人権110番(全国共通)

0570-003-110

【平日午前8時30分から
午後5時15分まで】

LINE公式アカウント『法務局LINEじんけん相談』

LINEを通じて人権相談を
受け付けています。
友だち追加はこちらから!



@linejinkensoudan

こどもの人権SOS-eメール

こどもの人権
SOS-eメール

パソコン、携帯電話、スマートフォン共通
<https://www.jinken.go.jp/kodomo>



こどもの人権SOSモニター

「こどもの人権SOSモニター」に相談
したいことを書いて、裏面の封筒部分を
切り取り、便せん部分を入れて、ポスト
に投函すると、最寄りの法務局に届きま
す(切手は不要)。法務局では、人権擁
護委員や法務局職員が、希望する連絡
方法(手紙・電話)で返信をします。



人権ライブラリーの御案内

人権に関する資料(図書、ビデオ、DVD、展示パネル)を借りたい方、お探しの方、人権に
関する視察・研修や打合せスペースをお探しの方は、人権ライブラリーを御利用ください。
遠方の方でも郵送等による貸出しも行っています。詳細は、下記までお問い合わせいた
だくか、人権ライブラリーのウェブサイトをご参照ください。

人権ライブラリー ※公益財団法人 人権教育啓発推進センター併設
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F
TEL.03-5777-1919 FAX.03-5777-1954 Eメール:library@jinken.or.jp
ウェブサイト <https://www.jinken-library.jp>
【開館時間】9:00~17:00(土日、祝日、年末年始は休館)

人権ライブラリー 検索

本DVDに収録されている映像は、動画共有サイトYouTubeの
「**法務省チャンネル**」及び「**人権チャンネル**」で視聴可能です

法務省チャンネル 検索

<https://www.youtube.com/MOJchannel>

人権チャンネル 検索

<https://www.youtube.com/jinkenchannel>

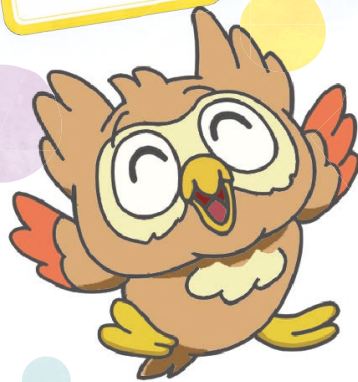
活用の手引き

令和7年度法務省委託

人権啓発教材

よくわかる! こどもの権利条約

—児童の権利に関する条約—



フク三郎



ナビゲーター

フクロウ博士

このDVDの目的

児童虐待や性被害など、子どもをめぐる人権問題は、依然として深刻な状況にあります。

困難を抱える子どもが自ら声を上げるためには、子ども自身に、自分が様々な権利の享有主体であることに気付いてもらう必要があります。

そこで、子ども自身が「自分には大切な権利がある」ということを実感するとともに、大人が子どもの権利を守る責任についての理解を深め、子どもが安心して成長できる社会づくりにつなげることを目的として、本教材を制作しました。

本教材では、啓発冊子『よくわかる!子どもの権利条約—児童の権利に関する条約—』を基に、子どもが親しみやすく、理解しやすいアニメーションをとおして、「子どもの権利条約」の内容を紹介しています。

基本的な視点

1. 子どもは権利を持つ主体であることへの理解

子どもは守られる存在であると同時に、自ら権利を持つ一人の人間であることを伝える。

2. 多様な権利の具体的な説明

子どもの権利条約の4つの原則を中心に、子どもが持つ多様な権利を分かりやすく伝える。

3. 現状の課題への気づき

自分の身の回りにも目を向け、権利が十分に守られていない場面があることの気づきを与える。

4. 自分の権利を知ることの大切さ

子ども自身が自分の権利を理解し、声をあげることが、安心して成長するために重要であると伝える。

5. 社会全体で子どもの権利を守る責任の共有

子どもの権利を守るのは大人や社会全体の責任であり、みんなを支えることの意義を示す。

活用の手引き 目次

●このDVDの目的・基本的な視点	2
●子どもの権利条約とは	4
●子どもの権利とは	4
●子どもの権利条約の歴史	4
●子どもの権利条約の4つの原則とは	5
●ナビゲーター紹介(フクロウ博士・フク三郎)	5
●各お話の紹介	
1つめのお話「差別されない」	6
2つめのお話「あなたが一番」	7
3つめのお話「守られる命」	8
4つめのお話「意見は大切」	9
●授業展開例(モデルケース)	10
●板書例	12
●ワークシート	14
●人権相談窓口・人権ライブラリーの御案内(裏表紙)	16

監修者:大谷美紀子(弁護士)

企画:法務省人権擁護局

公益財団法人人権教育啓発推進センター

制作:毎日映画社

こどもの権利条約とは

こどもの権利とは

こどもが心も身体も健やかに成長するためには、食べ物や衣服、安全に暮らせる場所があることに加え、友達と遊ぶこと、ゆっくり休むこと、学ぶことができる環境があること、大人に気持ちや困りごとを聞いてもらうことなど、様々な支えが必要です。

こうした、こどもが安心して生き、成長するために必要な全てのこと「こどもの権利」です。

これは、全てのこどもが生まれながらに持っている大切な権利です。

こどもの権利条約の歴史

人は生まれながらに「人としての尊厳や価値が守られ、幸せに生きるために必要な権利」(人権)を持っています。

これは、何かと引き換えに与えられるものではなく、何かをしないと取り上げられるものでもありません。



©UNICEF/Ruby Mera
提供: (公財)日本ユニセフ協会

しかし、この権利が十分に守られないこどもたちがいることから、こどもの人権を世界的に保障するために1989年に国際連合で採択されたのが「児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)」です。

この条約では、18歳未満の児童(こども)を「権利の主体」と位置付け、大人と同じ一人の人間として権利を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定められています。

この考え方は、日本の「こども基本法」の基本理念にも取り入れられています。

2026年1月現在、196の国と地域がこの条約に加入しており、こどもの権利を守るための国際的な枠組みとして世界中で重要な役割を果たしています。日本も1994年にこの条約を批准しています。

こどもの権利を守るのは大人の責任です。

大人もこの条約をよく理解し、こどもの権利を守ることができているか考える必要があります。

こどもの権利条約の4つの原則とは

こどもの権利条約で定められている様々な権利には、下の4つの基本的な考え方が共通しており、「4つの原則」と呼ばれています。

- ① 差別されない
- ② あなたが一番
- ③ 守られる命
- ④ 意見は大切

ナビゲーター



フク三郎

博士の助手。みんなと一緒にこどもの権利条約について学んでいる。



フクロウ博士

こどもの権利条約を詳しく説明してくれる。

人権啓発冊子

「よくわかる!こどもの権利条約」



「こどもの権利条約」について、詳しく解説されている冊子です。4つの原則以外の、様々な条文についても紹介されています。



<https://www.moj.go.jp/content/001392920.pdf>

登場人物 ミゲル(小学3年生)



クラスメイト

先生

ストーリー

小学3年生のミゲルは、父親が日本人、母親が外国人で、これまで外国で暮らしてきた。父親の仕事の都合で日本の小学校に転校してきたが、まだ日本語を十分に話すことができない。教室での自己紹介もうまくできず、休み時間には、日本語が分からないことや見た目の違いを理由に、クラスメイトからからかわれてしまう。ミゲルは日本語の意味は分からなくても、何か嫌なことを言われていると感じ、思わず涙を流す。



☑ チェックポイント①

言葉が分からないことや、見た目が違うことを理由に、悪口を言ったり、仲間外れにしたりすることは、絶対にしてはいけない。

たとえ言葉が分からなくても、うれしい、悲しい、さみしいといった気持ちは誰でも同じであり、言葉が通じなくても、相手の気持ちを考え、助け合おうとすることが大切。

☑ チェックポイント②

思い込みや決めつけだけで相手を見るのが、差別を生むきっかけとなる。

自分と違うところがあっても、相手も同じ人間であることを忘れずにお互い思いやりを持って接する。

☑ チェックポイント③

差別を受けてつらい思いをしているときは、一人で悩まず、学校の先生や父親、母親など、信頼できる大人に相談する。

4つの原則その①「差別されない(差別の禁止)」

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがいが、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。(子どもの権利条約第2条)

登場人物 ユウキ(小学6年生)



ユウキの母親

ユウキの父親

ストーリー

バスケットボールを習っている小学6年生のユウキは、進学先の中学校を二つの学校から選択できる状況にある。ユウキは、自宅からは少し離れているものの、バスケットボール部のある第一中学校への進学を希望している。一方、母親は、バスケットボール部はないが、ユウキの負担や通学の安全を考え、自宅から徒歩で通うことのできる第二中学校を勧めている。どうすることがユウキにとって一番良いか、父親も交えて家族で話し合った結果、ユウキは友達を誘って地域のバスケットボールクラブに入り、バスケットボールを続けながら、第二中学校に通うことになった。



☑ チェックポイント①

子どもにとって大切な決断は、大人の都合だけで決めてはいけない。

必ず、その子どもにとって何が一番良いことなのかを考える必要があり、そのためには、大人が子どもの意見や気持ちにしっかり耳を傾け、一緒に考えることが大切。

☑ チェックポイント②

子ども自身が自分の気持ちや考えを大人に伝えることも大切。

4つの原則その②「あなたが一番(子どもにもっともよいことを)」

子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

(子どもの権利条約第3条)

登場人物 アユミ (小学4年生)



アユミの母親



先生

子育て支援の
専門家

ストーリー

母親と二人暮らしをしている小学4年生のアユミは、母親の帰宅が夜遅くなることが多く、放課後は一人で留守番をしている。空腹や寂しさを感じながら過ごすアユミだが、母親は帰宅後も十分な世話や食事の用意をしてくれない状況が続いていた。元気のないアユミの様子に気づいた担任の先生に自分の思いを伝えたことをきっかけに、先生、子育て支援の専門家、母親が話し合いを行い、アユミは必要なサポートを受けることになる。



☑ チェックポイント①

全ての子どもには生きる権利があり、健やかに成長するために必要なサポートを受けることができる。

☑ チェックポイント②

自分を守るために、困ったことがあったら、一人で悩まず、信頼できる大人に相談する。

子どもを守るのは大人の役目である。

4つの原則その③「守られる命(生きる権利・育つ権利)」

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

(子どもの権利条約第6条)

登場人物 サヤカ (小学5年生)



先生

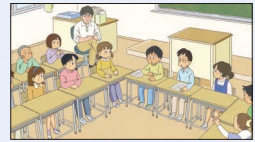


クラスメイト



ストーリー

小学5年生のサヤカは読書が大好きで、学校の図書室で一度に借りられる本が2冊までであることに、少し物足りなさを感じている。もっと多くの本を借りたいと考えたサヤカは、学級活動の中で同じ思いを持っている人がほかにもいるかを確かめるため、学年でアンケートを行うことを提案する。その提案を受けてアンケートが実施された結果、サヤカと同じ考えを持つ児童が多いことが分かる。その結果、図書委員会や先生たちの会議でも話し合わせ、返却期限をきちんと守ることを条件に、貸出冊数を増やすことが決定される。



☑ チェックポイント①

子どもには自分の考えや希望を意見として伝える権利があり、その意見は大切にされ、尊重される。

☑ チェックポイント②

自分やほかの子どもたちのために、より良い提案をし、大人と一緒に話し合って決めていくことはとても大切。

大勢の前で自分の意見を伝えられないときは、タイミングをずらしてこっそり相談したり、手紙やメールを利用したりするなど、ほかの手段を考えてみる。

意見があれば大人に伝える。

4つの原則その④「意見は大切(意見を表す権利)」

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶんに考慮されなければなりません。(子どもの権利条約第12条)

授業展開例 [モデルケース] 45分授業想定

項目	内容	進め方
はじめに・導入(1分)	入室～自己紹介	
DVD視聴①(3分)	はじめに	
説明(3分)	こどもの権利とは こどもの権利条約の歴史 こどもの権利条約の4つの原則とは	板書例1を記入
DVD視聴②(4分)	1つめのお話「差別されない」	
話し合い①(3分)	1つめのお話「差別されない」のストーリー	について参加者の意見を聞く 板書例2を記入
DVD視聴③(5分)	2つめのお話「あなたが一番」	
話し合い②(3分)	2つめのお話「あなたが一番」のストーリー	について参加者の意見を聞く 板書例3を記入
DVD視聴④(4分)	3つめのお話「守られる命」	
話し合い③(3分)	3つめのお話「守られる命」のストーリーに	ついて参加者の意見を聞く 板書例4を記入
DVD視聴⑤(4分)	4つめのお話「意見は大切」	
話し合い④(3分)	4つめのお話「意見は大切」のストーリーに	ついて参加者の意見を聞く 板書例5を記入
DVD視聴⑥(4分)	まとめ・おわりに	
話し合い⑤(3分)	まとめ・おわりにについて参加者の意見を 授業全体の感想交流	聞く 板書例6を記入
おわりに(2分)	困った時にSOSを出せる連絡先の確認 人権擁護委員に相談できること	板書例7を記入

※授業時間に合わせて話し合いの時間の調整をお願いいたします。

板書例

板書例1 こどもの権利条約

●「こどもの権利」って?

遊ぶ、休む、勉強する環境、大人に話を聞いてもらう…
＝こどもが安心して生き、成長するために必要なこと全て
みんなが生まれながらに持っている大切なもの

●いつできた?

こどもの権利を守るために1989年につくられた条約(国と国の約束)
現在196の国と地域が参加 → 日本 1994年～

●4つの原則って?

- ① 差別されない
- ② あなたが一番
- ③ 守られる命
- ④ 意見は大切

共通する大切な考え方

※ワークシートを使って話し合いをした後のまとめの例(以下板書例5まで同じ)

お話を見て考えてみよう

板書例2 ①差別されない

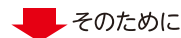
- 自分と違うことを理由に悪口を言う、仲間外れにする ← ×
- 「うれしい」、「悲しい」、「さみしい」などの気持ちはみんな同じ
- 思い込みや決めつけ…差別を生むきっかけ



- 違いがあっても相手の気持ちを考え、お互い思いやりを持とう
- 差別されてつらいときは → ひとりで悩まず相談しよう

板書例3 ②あなたが一番

- こども(あなた)にとって大事なこと ← 大人の都合だけで決めてはいけない
- 大人はこども(あなた)にとって何が一番良いことを考えなければならない



そのために

大人は…こどもの話をしっかり聞いて一緒に考える
こどもは…自分の気持ちや考えを大人に話そう

板書例4 ③守られる命

- こどもみんなに生きる権利がある
育つのに必要なサポートを受けられる
- こどもを守ることは大人の役目
- 困ったらひとりで悩まず周りの大人に相談しよう

板書例5 ④意見は大切

- 意見を出して大人と話し合いながら決めることは大切
- 大勢の前で伝えるときは…こっそり相談、メール、手紙などほかの手段を
- みんなも意見があればぜひ伝えよう

板書例6 まとめ

- こどもの権利 → みんなが持っている大切なもの(権利)
- 紹介した4つのほかにたくさんの権利がある
→ ほかの条文も読んでみよう
- 困ったとき、悩んだとき → ひとりで悩まないで相談しよう

板書例7 相談先

法務局の職員さん、人権擁護委員さんに相談してみよう

ぜろぜろなのひやくとおぼん

こどもの人権110番 TEL: **0120-007-110**

こどもの人権SOS-eメール、法務局LINEじんけん相談、
学校で配られているこどもの人権SOSミニレター



ワークシート

※このワークシートは、授業を進めるに当たって、参加者の手持ちのメモとして想定したものです。

● 1つめのお話「差別されない」

しつもん
質問
1

クラスメイトは、どうしてミゲルさんに嫌な態度をとってしまったとおもいますか。

しつもん
質問
2

どうしたら、クラスメイトはミゲルさんに嫌な態度をとらずに済んだとおもいますか。

● 2つめのお話「あなたが一番」

しつもん
質問
1

お母さんは、どうしてユウキさんが希望する第一中学校に行くことに反対したとおもいますか。

しつもん
質問
2

子どもにとって何が一番良いことなのかを考えるためにはどうすれば良いとおもいますか。大人と子ども、それぞれの立場から考えてみましょう。

● 3つめのお話「守られる命」

しつもん
質問
1

アユミさんは、一人で留守番をしているとき、どんな気持ちだったとおもいますか。

しつもん
質問
2

あなたがアユミさんの立場になったら、誰に相談すれば良いとおもいますか。

● 4つめのお話「意見は大切」

しつもん
質問
1

あなたは普段、自分の意見や希望を大人に伝えることができますか。

しつもん
質問
2

自分の意見を伝える方法にはどのようなものが考えられますか。

